

# 精華町森林管理保全指針（要約版） （せいかの森林<もり>の道しるべ）

## 第1 はじめに（背景、目的）

- 精華町の森林は、「里山」と住宅地に隣接した残置森林から形成されている
- 対象森林面積320.68ha（私有林+精華町有林）  
⇒人工林は約6ha（森林面積の2%）  
⇒放置森林が多くなり、スギ・ヒノキ林や広葉樹林へタケの侵入が多い
- 平成31年4月から森林経営管理制度・森林環境譲与税がスタート
- 森林行政における町の役割が増大し、京都府、精華町、森林所有者、森林ボランティアが連携・協働して森林整備、管理を進めることが必要
- 「里山と残置森林」をどのように整備・管理し、「人と自然との共生」を図ることが大きな課題
- SDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、森林の持つ多面的機能の役割が大きいことから、取り組みを推進していく必要がある
- 平成30年度から京都府立大学地域貢献型特別研究制度（ACTR）を活用し、森林精調査を実施
- 調査結果に基づき森林ゾーニングを行い町内の森林を分割  
⇒①里山減災ゾーン、②里山文化景観ゾーン、③里山水辺ゾーン、④里山再生ゾーン
- 「森林管理の適切な推進」、「木材等資源の有効活用」、「企業・住民参加の森林づくり」の方針に基づき竹林の拡大防止、里山整備・里山資源の利用、生物多様性の保全の基本的な考え方となる「精華町森林管理保全指針」（せいかの森林の道しるべ）を策定

## 第2 精華町の森林

- 精華町の森林面積は646.73ha（総土地面積2,586haの25%）
- 令和元年度に精華町に所在するスギ・ヒノキの人工林61箇所を調査した結果、殆どの箇所で大葉樹、タケが侵入し、植栽木が単木的に残っている状況
- スギ・ヒノキが比較的まとまって生育している箇所は10箇所であったが、点在しており面積が小さく作業道もない状況から、林業経営を成り立たせるのは困難と判断

### 森林管理保全の基本方針

#### 森林管理の適切な推進 （人工林 スギ・ヒノキ）

- <令和元年度>
  - ・町内スギ、ヒノキ人工林61箇所の調査実施  
⇒広葉樹、竹が侵入  
⇒スギ、ヒノキは単木的に残っている状況
- <令和2年度>
  - ・スギ・ヒノキが比較的まとまっている10箇所について詳細調査実施  
⇒人工林の面積が少なく町内各所に点在  
⇒森林経営は困難

次世代を担う子供達に森林環境教育の場として、「林業」を体感・体験できるモデル林整備の仕組みづくりを構築

#### 森林管理の適切な推進 （広葉樹林・竹林）

- ・1990年代以降アカマツ林がマツの材線虫病により枯死
- ・竹林の侵入が拡大。広葉樹ではナラ枯れ被害拡大
- ・倒木の危険、景観を損ねている

#### 枯損木・風倒木の処理、竹林の拡大防止対策を推進

※令和2年9月に実施した森林管理保全に関するアンケートでは森林環境譲与税を活用して実施すべき事業として、第1位は「荒廃した森林や拡大竹林の整備」

#### 木材等資源の有効利用

- ・森林管理保全アンケートで、木質資源の活用意識について、49%の人が「利用したくない」とする一方で、43%の人が「利用したい」と回答

- ▶ スギ、ヒノキ、広葉樹林及び竹林を管理する上で伐採等により発生する木材等の資源は、可能な限り有効活用を図る。
- ▶ マンパワー、立地条件等が整ったが林地では、木材チップ、薪、シイタケ原木、竹炭、竹チップ等として経済的に利用することも推進
- ▶ 竹等粉碎機の無償貸し出しを継続し、粉碎材は、肥料や雑草対策でも活用

#### 企業・住民参加の森林づくり

- ・精華町は学研都市として、いろいろな企業や研究所が立地。近年、社会貢献活動を組み入れた企業経営が求められている。
- ・森林の有する公益的機能に対して住民の理解が深まっている。（森林管理保全アンケートで95%の人が「知っている」と回答）

- 森林整備活動を推進するために（公社）京都モデルフォレスト協会と連携し、企業やボランティア団体、個人に参画いただき森林（もり）づくりを推進
  - ▶ 森林整備すべき箇所の森林所有者を特定するため精華町では「林地台帳」の整備に取組む
  - ▶ 地元で活動する森林ボランティア団体等の活動支援により、森林づくりの担い手育成を支援

① 里山減災ゾーン

- (1)対象とする森林
- ・精華町防災マップで土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている森林
  - ・林野庁所管の山地災害危険地区に指定されている森林
- (2)現状と課題
- ・放置森林が増加すると、森林の根や下層植生が十分な深さに発達せず、土壌保持機能が低下
  - ・放置森林は増加傾向であり、土壌保持機能が低下し続けると山地災害の発生リスクが一層高まる
- (3)望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針
- ・下層植生と樹木の根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林
  - ・森林の根系の発達促進、下層植生の導入を図る施策を推進
- (4)住民活動ゾーン
- ・共通事項に記載のとおり
  - ☆「**嶽山プロジェクト**」(モデル地区)活動団体「NPO法人みんなの元気塾」活動を通して嶽山の景観保全などに取組む
    - ⇒ 東光小学校区の私有林(個人所有)の天然林、竹林で活動
    - ⇒ スギ人工林に侵入している竹林の駆除に関するモデル地区(竹林駆除と間伐をセットにしたモデル林)
  - ※町としては今後も地域と関わりながら、次世代へ引き継いでいくための活動団体を支援

② 里山文化景観ゾーン

- (1)対象とする森林
- ・森林公園等の施設を伴う森林などで、町民の健康・教育目的利用等に適した森林
  - ・史跡、名勝等の所在する森林
  - ・ふるさと案内人のルートに20mの幅を持たせた区域
- (2)現状と課題
- ・寺社仏閣や史跡や文化財等の保全に、各種団体が活動しているが、周辺山林の樹木等の伐採まで対応し切れていない
  - ・放置森林により、景観が損なわれる、史跡等への通行が困難、倒木による被害の危険性
- (3)望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針
- ・広葉樹、針葉樹と多様な樹種からなり住民の憩いの場、学びの場となる森林。必要に応じて保健・教育及び文化活動に適した施設が整備されている森林
  - ・立地条件や町民のニーズに応じた多様な樹種の導入や景観の維持に配慮した森林整備を推進
- (4)京の森林文化を守り育てる支援事業(平成29年度創設・京都府豊かな森を育てる府民税活用事業)
- ・大切に守られてきた森林や樹木を将来に引き継いでいくための活動を支援
  - ・地域と関わりながら森林の保全活動を実施している団体を支援

③ 里山水辺ゾーン

- (1)対象とする森林(煤谷川ふれあいゾーン=2箇所、山田川ふれあいゾーン=1箇所:計3箇所も含まれている)
- ・地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺、河川の上中流域周辺の森林
  - ・河川もため池と合わせて水域として、30mの幅を持たせて抽出した区域
- (2)現状と課題
- ・森林の荒廃が進んでおり、根が発達しないことによって、森林の持つ水源涵養機能の低下が懸念
- (3)望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針
- ・下層植生と共に樹木の根が発達し、浸水・保水能力の高い森林。加えて陸、水域に跨る生物が生息し、住民とのふれあいの場となる森林
  - ・良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育(除・間伐)を推進。立地条件等に応じて多様な樹種の導入を推進

④ 里山再生ゾーン

- (1)対象とする森林
- ・住民活動で森林整備等が行われ、町民の保健・教育的利用等に適した森林
  - ※町の森林域から高速道路周辺の法面(道路両側100m幅)と里山減災ゾーンと重なる場所を除外
- (2)現状と課題
- ・竹林の拡大や、ナラ枯れ、マツ枯れにより里山が荒廃し、安全に里山への立入れなくなりつつある
- (3)望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針
- ・身近な自然とのふれあいの場で、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
  - ・立地条件等に応じて多様な樹種の導入を図る等多様な森林整備を推進。また生物多様性保全機能の維持に配慮した整備を推進
- (4)住民活動ゾーン、体験学習の森林
- ・体験学習の森林を各小学校区に一か所設置を推進(「嶽山プロジェクト」「せいか里山の会」を含む)
  - ・共通事項に記載のとおり
  - ☆「**せいか里山の会**」(モデル地区)住民と行政との協働による里山保全モデル事業(精華台小学校区・東光小学校区)
    - ・植生遷移観察の森林
      - ⇒ 口谷湿地は水田として使われなくなったことから、現状は本来の自然の姿に戻る途中の植生(ハンノキ林は植生遷移の途中)
      - ⇒ 陸地化に伴い他の植生が徐々に侵入し、長期にわたる植生遷移が観察できる森林
    - ⇒ この区域内にあるヒノキ林を環境教育における人工林の見本林として整備
    - ⇒ 人工林整備で発生する間伐材を木道に利用するなど、木材の生産から加工、利用までが学べる環境教育ゾーンに整備
- (5)獣害対策区域
- ・イノシシ防護策設置箇所周辺の森林及び貴重な動植物が生息・生育している森林を対象
  - ・捕獲や防護柵の設置のみならず、棲み分けのための生息環境整備(広葉樹植栽・針広混交林化)を推進
  - ・「せいか里山の会」の活動地及び周辺の森林において、鹿の生息確認を行うとともに対策を検討

※住民活動ゾーン(共通事項)

- ◎望ましい森林の姿
- ・多様な樹種からなり、箇所によっては陸域・水域に跨り特有の生物が生息する森林であって、身近な自然とのふれあいの場、学びの場を提供している森林
  - ・必要に応じて保健・教育及び文化活動に適した施設が整備されている森林
- ◎森林整備及び保全の基本方針
- ・立地条件や町民のニーズ等に応じて広葉樹・針葉樹の導入を図るなど多様な森林づくりを推進
  - ・美的景観の維持・形成や生物多様性保全機能の維持増進に配慮した森林施策を推進